

## 府中市廃棄物減量等推進審議会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成4年12月府中市条例第32号）第10条の規定に基づき、府中市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査、審議するほか、市長に対し意見を述べる。

- (1) 一般廃棄物処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再生利用の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数について、市長が委嘱する。

- (1) 市民 8人以内
- (2) 事業者 4人以内
- (3) 学識経験者 3人以内

2 前項第1号の規定による市民の委員のうち3人以内は公募とし、選考基準については別途定める。

(会長及び副会長)

第4 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 審議会の庶務は、生活環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月12日要綱第80号)

この要綱は、平成20年5月12日から施行し、この要綱による改正後の府中市廃棄物減量等推進審議会運営要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。